

トラックの安全運行を確保するため、最前線で安全管理を担う専門家である運行管理者の業務について紹介しています。7回目は「乗務記録の管理・運行記録計による記録」をテーマに、I.乗務記録の実態、II.乗務記録に関するルール、III.乗務記録の活用について東京海上日動リスクコンサルティング株式会社の進藤恵介主任研究員に解説してもらいます。

## 法令における運行管理者の業務一覧

貨物自動車運送事業輸送安全規則 第20条	運行管理者の業務	3つの分類 (管理者、管制官、教師)
第1号	選任された運転者以外の運転禁止	管理者
第2号	ドライバーの休憩・睡眠施設管理	
第3号	定められた勤務時間・乗務時間の範囲内での乗務割作成	
第4号	酒気を帯びた状態にあるドライバーの乗務禁止	
第4の2号	疾病、疲労などの理由により、安全な運転や補助ができない恐れがあるドライバーの乗務禁止	教師
第5号	長距離運転、夜間運転での交代ドライバーの配置	
第6号	過積載防止の指導・監督	
第7号	貨物の積載方法の指導・監督	管制官
第7の2号	通行方法の指導・監督	
第8号	点呼の実施	管理者
第9号	ドライバーごとの乗務記録	
第10号	運行記録計の管理、記録保存	
第11号	運行記録計による記録不能車の運転禁止	
第12号	事故の記録と保存	
第12の2号	運行指示書の作成、変更指示、保存	
第13号	運転者台帳の作成、備え付け	
第14号	ドライバーの指導・監督、3年間の保存	教師
第14の2号	ドライバーに適性診断を受けさせる	
第15号	異常気象時等のドライバーへの指示・措置	管制官
第16号	補助者に対する指導・監督	
第17号	事故警報に基づく従業員の指導・監督	教師
第2項	乗務基準の作成 ※特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者の場合	
第3項	事業者に対する助言	管理者
第4項	統括運行管理者による業務統括	管理者

出典：「貨物自動車運送事業輸送安全規則 第20条(運行管理者の業務)」より、東京海上日動リスクコンサルティング(株)作成

## I. 認識の差により不十分な記録に

はじめに愛知県トラック協会による巡回指導の結果から、乗務記録の実施状況について確認しましょう。2014年4月～15年3月、愛知県トラック協会が適正化事業に係る巡回を1,347事業所において実施し、指導件数は1,987件に上りました。そのうち、乗務記録の

作成・保存に関する指導は224件あり、約1割を占めています。その背景には、ドライバーによって必須項目の認識に差があり、記入漏れや項目の不足がみられました。乗務実態を把握するため、正しく記録しましょう。

## II. ルールを再確認し、抜けもれなくしっかり記録

では法令において、どのような項目を乗務記録として記載するよう定められているのでしょうか？乗務記録では、過労運転や過積載の防止など適切な運行管理を図るため、ドライバーごとに運行状況や貨物の積載状況をもれなく記載しなければなりません【資料1】。特に、荷待ち時間などの記録については法令改正により昨年の7月から義務付けがスタートしたため、改正

内容を改めて確認するようにしましょう※。また、トラックの重量や運行系統によっては、ドライバーごとの乗務記録に加えて、運行記録計の装着が義務付けられ、瞬間速度、運行距離及び運行時間を記録しなければなりません【資料2】。運行記録に関するルールを再確認し、記入漏れや項目の不足が起らないようにしっかり記録するようにしましょう。

※：詳細は、国土交通省Webページ「トラックドライバーの荷待ち時間等の実態把握や解消に向けて、荷待ち時間等の記録を義務付けることします。」をご参照ください。  
[http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04\\_hl\\_000128.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hl_000128.html)

### 【資料1】乗務記録の記載事項

- ①ドライバーの氏名
- ②乗務した事業用自動車の登録番号、その他の当該事業用自動車を識別できる表示(車番又は車号等)
- ③乗務の開始及び終了の地点及び日時、並びに主な経過地点及び乗務距離
- ④運転を交代した場合、その地点及び日時
- ⑤休憩、仮眠をした場合、その地点及び日時 ※10分未満の休憩については、記録を省略しても差し支えない
- ⑥車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の事業用自動車に乗務した場合、貨物の積載状況(貨物の重量又は貨物の個数、貨物の荷台等への積付状況等)
- ⑦車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の事業用自動車に乗務した場合かつ荷主企業の都合により集荷又は配達を行った地点で待機した場合 ●集荷地点等 ●集荷地点等への到着の日時を荷主企業から指定された場合、当該日時 ●集荷地点等に到着した日時 ●集荷地点等における荷積み又は荷卸しの開始及び終了の日時 ●集荷地点等で貨物の荷造り、仕分その他の貨物運送事業に付帯する業務を実施した場合、付帯業務の開始及び終了の日時
- ⑧事故又は著しい運行の遅延その他異常な状態が発生した場合、その概要と原因
- ⑨運行途中において新たに運行指示書による指示があった場合、その内容

出典：「貨物自動車運送事業輸送安全規則」、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」を基に東京海上日動リスクコンサルティング(株)作成

### 【資料2】運行記録計の装着が義務付けられている場合

- ①車両総重量7トン以上又は最大積載量4トン以上の事業用自動車
- ②車両総重量7トン以上又は最大積載量4トン以上の被けん引自動車をけん引するけん引自動車
- ③特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配置する事業用自動車

出典：「貨物自動車運送事業輸送安全規則」を基に東京海上日動リスクコンサルティング(株)作成

## III. 乗務記録・運行記録で事故の再発防止と未然防止へ

最後に、乗務記録の活用について考えてみましょう。15年のトラクタ・タンクセミトレーラの横転事故では、運行記録計により運行開始時刻や速度が記録されており、制限速度を超過してカーブに進入していることがわかりました。また、乗務記録からは拘束時間や運転時間が記されており、改善基準告示に関する違反がなかったことがわかっています。このように記録が残されていたことで、事故状況の把握や事故分析ができた

と考えられます※。あるトラック運送事業者では、運行記録計の速度記録から制限速度の超過や急加速・急減速をチェックし、運行の遅延が急ぎ・焦り運転につながっていないか？などを、点呼や面談の場で指導しているといった事例がみられます。乗務記録や運行記録をうまく活用し、事故の再発防止や未然防止を図りましょう。

※：詳細は、事業用自動車事故調査委員会「事業用自動車事故調査報告書(重要調査対象事故)トラクタ・タンクセミトレーラの横転事故(静岡県富士宮市)」をご参照ください。